

令和5年度大分県消防団SNS広告制作・配信業務 仕様書

本仕様書は、令和5年度大分県消防団SNS広告制作・配信業務を行うために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和5年度大分県消防団SNS広告制作・配信業務

2 目的

各市町村の住民等に対して、若年層の利用率が高いSNSでの広告により消防団活動の魅力ややりがい等を発信することで、消防団の認知の向上及びイメージアップ等を図り、消防団への加入につなげることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和5年11月30日（木）までとする。

4 委託業務の内容

(1) 配信期間（予定）

令和5年8月から令和5年10月まで（約3か月間）

ただし、配信する日数等については発注者と受注者の協議により決定する。

(2) 動画広告の内容

令和3年度に県が作成し、YouTubeに公開中の大分県消防団PR動画「大分の消防団」を必要に応じ加工及び編集し作成すること。

（掲載先URL：<https://www.youtube.com/watch?v=oKzUcFk-bkA>）

なお、最低2種類の動画広告を作成することとし、10代～30代の男性、女性共にアピールできる内容とすること。

また、広告費用は300,000円以上とし、委託金額の中に含むこと。

(3) 配信する広告の種別及び回数

インストリーム広告及びバンパー広告を主軸に展開しつつ、その他有効と考えられる広報手段があれば積極的に提案すること。

広告の配信回数については、受注者からの提案により発注者と協議の上決定する。

(5) 広告視聴後の誘導先ウェブサイト

大分県の消防団 (<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13560/ooitakennshouboudann.html>) へ誘導する内容とすること。

(6) 配信ターゲット

本業務におけるターゲットは以下の①～③に示すとおりとする。

①地域：大分県

②性別：男女どちらも

③年代：10代～30代

(7) 効果測定

年齢・性別毎の視聴時間や、遷移先ウェブサイトへの遷移数、広告クリック数などを分析し、どのような内容の広告が効果的に配信出来るかを測定し、実績報告書として作成・提出すること。

5 業務の進め方

- (1) 受託者は業務に先立ち業務スケジュール・体制計画等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 適切な業務体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供すること。
- (5) 受託者は、作成した広告用の動画の内容について委託者と打ち合わせを行い、委託者の許可を得てから配信を開始すること。

6 成果物の納品

以下のものを納品すること。

(1) 成果品

- ①業務完了通知書（指定様式） 紙媒体1部
- ②実績報告書（任意様式） 紙媒体1部及び電子媒体1枚
- ③本業務による成果品（広告配信した動画等）のデータを収めた電子媒体1枚

(2) 納品場所

大分県生活環境部防災局消防保安室

(3) 納品期限

令和5年11月30日（木）

7 契約限度額

770,000円（消費税を含む）

8 付記事項

- (1) 実施計画の修正
実施計画は、委託者と受託者との協議により修正できるものとする。
- (2) 権利義務等の譲渡等
委託者はこの契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができるものとする。
- (3) 第三者委託の禁止
受託者は本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- (4) 各種認定資格の保有
Google Partner の認定もしくはGoogle 広告の動画広告認定資格を有していることを前提とする。

9 著作権

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する成果品等を改変することができるものとする。
- (3) 納品される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

10 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

11 補則

- (1) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打ち合わせを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。
- (2) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定することとする。
なお、本仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要なと思われるものについては本業務に含まれるものとする。